

教第66号議案

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
について

神戸市立青少年育成センター設置条例に関する規則の一部を改正する規則
を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理 由

適応指導教室の名称変更等に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則（令和2年3月教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「名前」に改める。

様式第2号中「(適応指導教室)」を「(教育支援センター)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。